

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟（福岡地裁）・第1回期日（20191202）で提出された書面です。

令和元年（ワ）第2827号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 こうすけ、まさひろ

被告 国

代理人意見陳述要旨

2019年（令和元年）12月2日

福岡地方裁判所第6民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 太田千遥

第1 この訴訟について

- 1 この訴訟の目的は、性別にかかわらず「全ての人が自身の愛する人と結婚することができるようになること」です。

世の中には、いろいろな人が生きています。愛情の対象が異性に向いている人、同性に向いている人、いずれにも向く人、いずれにも向かない人、性のあり方はグラデーションのように様々です。自分の好きな人と今後の人生を共に歩みたい。家族になりたい。人を好きになり、望む相手と結婚することは、本来、個人の自由であり、権利です。

しかし、人生を共に歩もうという気持ちは変わらないのに、自身の好きな相手が同性であるというだけで、結婚ができない現状があります。現に、原告らは訴訟に先立って婚姻届を提出しましたが、受理されませんでした。

- 2 同性同士のカップルが結婚できないという現在の状態は憲法に違反しています。すなわち、結婚は、自身の好きな人をパートナーとして定め、将来の人生を共にするものです。それゆえ、結婚をするか、誰とするかは、個人の人格と

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟（福岡地裁）・第1回期日（20191202）で提出された書面です。

人生に深くかかわります。その人がその人らしく、個人が尊重されて生きていくには、誰を好きになってもいい、誰と結婚してもいい、この点が認められなければなりません。そして、それはまさに、憲法13条、24条1項が保障している権利なのです。同性同士の結婚が法律上認められていない現状は、憲法13条及び24条1項に反しているのです。

また、異性同士には認められる結婚を、同性同士には認めないことは、性別及び性的指向に基づく不合理な差別的取扱いであり、平等原則を謳う憲法14条にも反しています。

3 このことは、原告らが婚姻届を提出したときよりも相当前の時点で国会も認識していたはずです。同性間の結婚を認める立法は決して技術的に困難なものではありません。遅くとも原告らが婚姻届を提出した時点で国会は立法をしておかなければならない状態にあった。それにもかかわらず国は立法措置を怠ったのですから、国家賠償法上の違法があります。

第2 司法判断による人権救済の必要性

結婚という制度は、社会のインフラです。異性カップルであれば結婚することで当然に権利や利益を得られるのに、同性カップルはこれらの権利や利益を享受できません。

それにとどまらず、このような差別的取扱い、法制度からの排除は、同性カップルは、法的に認められている異性カップルとは違う、異常で劣った存在だという差別的メッセージを国が発していることにほかならず、社会的な差別や偏見の素地となっています。またそのメッセージは、彼ら自身の心にも刷り込まれ、自己肯定感を著しく傷つけ、強い負の烙印を与えています。

これまでも、多くの性的マイノリティが差別や偏見を恐れ、自分らしい生き方ができないまま、ひっそりと悩み苦しんできました。性的マイノリティは、社会や地域の無理解や偏見等によって自殺リスクが高いとされています。性的マイノリティに対する差別や偏見が根深く存在する中で、この社会を悲観して

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟（福岡地裁）・第1回期日（20191202）で提出された書面です。

自ら命を絶ってしまう。このような悲劇は、もう終わりにしなければなりません。

日本では現在パートナーシップ制度が広まりつつあります。しかし、パートナーシップ制度では、結婚から生じる権利や利益が保障されていませんし、同性カップルには結婚は許さず、内容の異なる別の制度を用意するということでは、差別や偏見を取り払うこともできません。パートナーシップ制度では、権利の救済として不十分なのです。

同性婚の問題は国会の議論で決すべきだ、という意見もあります。しかし、それは結局、偏見や差別を放置することにほかなりません。人権が侵害された状態は既に今私たちの目の前に存在しているのであり、これは立法裁量論に委ねてよい問題ではありません。民主政の過程でいつか是正されることを期待しては遅いのです。アメリカでも、台湾でも、人権の砦である司法が結婚を認める判断をしました。立法裁量論に頼らずに、裁判所が正面から違憲性を審査しなければなりません。

第3 明らかな人権侵害であることが世界でも日本でも認識されていること

現在、世界中の多くの国で、同性婚が法的に認められています。人権という価値を共有する世界の国々において、同性婚の問題は人権の問題であるとされているのです。日本も人権という同じ価値を共有する国である以上、同性婚が認められていないことが、他国では人権侵害にあたるが、日本ではあたらないなどということは考えられません。同性婚を認めないことに、合理的な説明などできないのです。

日本でも、先に述べたパートナーシップ制度の広がり、また名だたる企業が同性パートナーを家族として取り扱うようになるなどの動きがあります。このことはつまり、同性カップルが異性カップルと同じように尊重されるべきで、同性婚を認めないことが不合理であるという認識が社会に広まってきていることを示しています。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook 等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟（福岡地裁）・第1回期日（20191202）で提出された書面です。

この裁判は、世界の、そして日本の、このような大きな流れの中にあります。

国は、このような流れにあらがって争いを続けるべきではなく、速やかに人権侵害である現状を改めるべきです。

第4 終わりに

本件は、同性カップルの人権が侵害されている現状を変えるための裁判です。裁判所には人権保障という責務があります。目の前に「今」存在する、困難や不利益の事実を目を向けていただきたい。審理にあたっては、どうか原告らの声にしっかりと耳を傾けてください。

原告たちのような同性カップルに限らず、同じように国の制度から排除され苦しんできた多くの性的マイノリティがこの裁判に注目しています。この裁判での判断は、性的マイノリティにとって今後の生き方を、人生を、命さえも左右するほどの大きな意味を持っています。性的マイノリティにとって、この訴訟は希望でもあり、裁判所の判断次第で絶望にもなりえるのです。

人の性の多様性が認められる時代にふさわしい判決が下されることを確信し、代理人の意見陳述とします。

以 上